

◎国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案に対する修正案対照表

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、<u>第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p> <p>〔削る〕</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>一 <u>第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定</u> 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 <u>附則第四条の規定</u> この法律の施行の日又は内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日</p>

(検討)

第二条 [略]

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第九十五号を第九十六号とし、第八十九号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号の次に次の一号を加える。

八十九 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第 号)第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

第二十八条第一項中「第九十号」を「第九十一号」に、「第九十五号」を「第九十六号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成

(検討)

第二条 [略]

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十七年法律第 号)第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

[新設]

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部を次のよう

別表
〔略〕

二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四十七条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。

別表
〔略〕

に改正する。
第六条のうち総務省設置法第四条中第九十号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げる改正規定中「第九十九号までを四号」を「第九十二号までを四号ずつ繰り上げ、第九十二号の二を第八十九号とし、第九十三号から第九十九号までを三号」に改める。
附則第二十六条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。